

防災行政無線機能強化業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

本業務は、地域防災計画に基づく災害情報伝達を迅速かつ的確に行うために防災行政無線施設を機能強化による再整備を行い、地域住民の生命、財産の安全を確保するための更なる地域における防災、救援及び災害復旧等の活用と平常時の広報活動並びに防災行政連絡等に活用し、民生の安定、行政サービスの更なる向上を図ることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 防災行政無線機能強化業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「防災行政無線機能強化業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
※標準履行期間300日
- (4) 委託料限度額 79,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当所属及び問合せ先 古河市役所総務部消防防災課
電話 0280-76-1511 FAX 0280-77-1511
電子メール shoubou@city.ibaraki-koga.lg.jp

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 当該実施要領の公表の日から受託候補者の決定の日までの間において、古河市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年古河市告示第25号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

- (4) 古河市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成17年9月12日告示第24号）別表に定める措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 古河市物品調達競争入札参加資格審査要綱（平成17年古河市告示第19号）に基づき、物品役務の入札参加資格を有する者であること。

4. プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- ア 実施要領等の公表 令和6年10月16日（水）
- イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和6年10月23日（水）17時必着
- ウ 質問に対する回答 令和6年10月30日（水）
- エ 参加表明書の提出期限 令和6年11月5日（火）16時必着
- オ 参加資格審査結果の通知 令和6年11月8日（金）
- カ 企画提案書の提出期限 令和6年11月20日（水）16時必着
- キ プレゼンテーションおよび審査 令和6年11月25日の週を予定
- ク 審査結果の通知・公表 決定後速やかに通知

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和6年10月16日～令和6年11月5日
- イ 配布場所：古河市ホームページからダウンロードできる。窓口での配布は実施しない。

※URL（<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/shobou/oshirase/19529.html>）

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式第1号）により電子メール又はFAXにより提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和6年10月23日（水）17時必着
- イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2（5）に提出すること。
- ウ 回答期限：令和6年10月30日（水）
- エ 回答方法：質問業者へはメールにて、その他事業者は担当課窓口にて閲覧とする。

(5) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第2号）、確認書（様式第3号）及び暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）を作成し、持参又は郵送によ

り提出すること。

ア 提出期限：令和6年11月5日（火）16時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵便の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年11月8日（金）17時までに辞退届（様式第5号）を提出すること。

（6）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、参加資格を有すると認められたときは、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

記載順序は任意とする。なお、提案を補足する資料の作成も認められる。

（ア）企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

（イ）業務全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）類似事業の業務実績

（オ）見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

オ 提出の際に、古河市長宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（7）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、古河市情報公開条例（平成17年古河市条例19号）に基づく公文書

開示請求の対象となる場合もある。

エ 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5. 審査方法等

(1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーションを実施する。

時間、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーションについて、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員が評価を行う。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額が同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書のコル額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が250点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について古河市ホームページに公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点

7. 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と古河市との間で、仕様、経費等について再度協議を行い、随意契約の方法により、予定価格の制限の範囲内の価格で契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は、次順位の者を候補者とする。

別表 防災行政無線機能強化業務 審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（５名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で選定委員５名の合計点が最も高い者を契約候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者とする。
- 3 ２の場合において、見積金額が同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約候補者とする。
- 4 各選定委員による評価の合計点が２５０点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が１者の場合も同様とする。

審査項目	評価内容	配点
1 業務内容の理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。	5
2 提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	10
3 提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容となっているか。	10
4 業務実施の確実性	業務実施にあたりリスクマネジメントがなされており、不測の事態への対処が可能か。	20
5 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュールとなっているか。	15
6 業務実績	過去に類似の実績があり、十分な経験があるか。	15
7 見積金額	業務に見合った適切な金額か。	20
8 専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	5